

鎌倉市における訪問介護利用者負担額減額措置に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鎌倉市内に住民登録があり、障害をもつ高齢者及び介護保険法に定める特定疾病者が、要支援または要介護認定を受け、介護保険法の規定による訪問介護、予防訪問介護または夜間対応型訪問介護（以下、「訪問介護等」という。）を利用する際に支払う利用者負担額について、その負担の割合を緩和することを目的とする。

(対象者の認定等)

第2条 訪問介護等の利用者負担額の減額を希望する者は、「訪問介護利用者負担額減額申請書（以下「申請書」という。；第1号様式）」を鎌倉市長に提出しなければならない。

第3条 市長は申請書を受理した場合、特別の事情がない限り30日以内に審査を行い、その結果を「訪問介護利用者負担額減額決定通知書（以下「決定通知書」という。；第2号様式）」にて被保険者に対し通知しなければならない。

第4条 市長は申請書を受理した場合、鎌倉市に住民登録があり、介護保険法等に定める要支援または要介護認定を受け、介護保険法の規定による訪問介護等を利用しており、次のいずれかの条件に該当する者を利用者負担額減額の対象者として認定する。

- (1) 生計中心者が所得税非課税である世帯で、次のいずれかに該当し、かつ平成17年度末において、対象者として認定されていた者（生活保護受給者を含む）。
 - (ア) 65歳到達以前のおおむね1年前に障害者施策によるホームヘルプサービスを受けていた者で、65歳に到達したことで、介護保険の対象者となった者。
 - (イ) 平成11年度中に鎌倉市在宅福祉サービス実施要綱によるホームヘルプサービスの利用者負担額を無料で利用していた65歳以上の障害者で、65歳到達以前の障害を原因として身体障害者手帳の交付を受けている者。
 - (ウ) 介護保険法に定める特定疾病により要支援または要介護の認定を受ける満40歳から64歳までの者。
- (2) 障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっているものであって、次のいずれかに該当する者。
 - (ア) 65歳到達以前のおおむね1年前に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を受けていた者で、65歳に到達したことで、介護保険の対象者となった者。
 - (イ) 介護保険法に定める特定疾病により要支援または要介護の認定を受ける満40歳から64歳までの者。

第5条 市長は、前条の規定により利用者負担額減額の認定を行った者に対して、「訪問介護利用者負担額減額認定証（以下「認定証」という。；第3号様式）」を交付するものとする。

2 認定証の有効期間は原則として翌年の6月30日までとし、世帯の生計中心者の所得税の課税状況を審査の上、認定証を交付する。ただし、第4条(1)に該当する者の最終の有効期限は平成20年6月30日とする。

3 対象者の所得状況については、毎年7月に所得の確認又は障害者自立支援法における境界層該当の確認等を行うものとする。

4 第2項に記載する有効期間内においても、第4条に定める項目を満たさなくなった場合には、市長は以降の認定を取消し、認定証の交付者に対しその返還を求める

ものとする。

また、申請内容等に疑義が生じた場合は、市長はそれについて調査を行うことができるものとする。

- 5 本要綱による認定を受けた後、いったん対象外となった者は、翌年度以降も対象者とししないものとする。
- 6 有効期限に達したものと及び前項の規定により認定を取消されたものは、認定証を市長に返還しなければならない。

(利用者負担額割合等)

第6条 認定証の交付を受けた対象者は、利用者負担額減額を受けようとする際には、訪問介護の提供事業者に対し認定証を提示しなければならない。

- 2 対象者が認定証を提示した場合、介護保険法等で定められた利用者負担額のうち、第4条(1)に該当する者は、平成18年4月1日から平成19年6月30日までの間はその7割(利用料全体に係る7分)を、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間はその4割(利用料全体に係る4分)を鎌倉市が負担する。また、第4条(2)に該当する者は、その10割(利用料全体)を鎌倉市が負担する。
- 3 訪問介護の提供事業者は、介護保険法等に定められた手続きにより本件に係る減額分の請求を行うものとする。また、市長はそれが適切であると認めた場合には、請求者に対し支払いを速やかに行うものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(経過措置)

改正前の鎌倉市における訪問介護利用者負担額減額措置に係る実施要綱第5条第1項の規定により交付された認定証は、平成18年6月30日までの間、なお、従前の例による。